

にいがた Go To Eat プレミアム付きデジタル食事券発行事業委託業務  
候補者選定公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

にいがた Go To Eat プレミアム付きデジタル食事券発行事業委託業務

(2) 目的

本業務は、物価高騰等の影響を受けている県民及び県内飲食店を支援するとともに、県 LINE 公式アカウントを活用して県産農林水産物の魅力発信を強化するため、にいがた Go To Eat 食事券（以下「食事券」という）発行事業を業務委託により実施する。

この実施要領では、本業務の委託候補者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

(3) 業務内容

別紙「にいがた Go To Eat プレミアム付きデジタル食事券発行事業委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

2 見積上限額

2,343,750,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳：プレミアム分 1,875,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）

事務費 468,750,000 円（消費税及び地方消費税を含む））

3 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること（共同事業体の場合は各構成員が全てを満たすこと）

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

#### 4 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

応募を予定している事業者から、以下のとおり質問を受け付ける。

- (1) 受付期限 令和8年3月5日(木) 15時
- (2) 提出先 問い合わせ先に同じ
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (4) 様式 任意様式
- (5) 回答 令和8年3月10日(火)までに、県ホームページに掲載する。

#### 5 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

##### (1) 参加申込

###### ア 提出書類

以下の資料を各1部提出すること

- ・様式1「参加申込書」
- ・県税納税証明書(新潟県税の納税義務を有する者のみ)

イ 提出期限 令和8年3月13日(金) 17時(必着)

ウ 提出先 問い合わせ先に同じ

エ 提出方法 持参、郵送又は電子メール

##### (2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、3月16日(月)までに提案資格の確認結果の通知を電話及び電子メールで行う。

#### 6 企画提案書の作成要領

##### (1) 提出書類 各6部(正本1部、副本5部)及び電子データ

###### ア 企画提案書

(ア) 「にいがた Go To Eat プレミアム付きデジタル食事券発行业務委託業務仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

- ・ 実施・運営体制  
(例) 事務局の場所、組織図、人員配置計画、個人情報漏洩対策、セキュリティ対策 など
- ・ 食事券の不正使用防止対策
- ・ 食事券の販売方法
- ・ 飲食店の参加促進に係る方法
- ・ 利用促進に係る広報計画
- ・ 実現性の高い業務スケジュール(専用ウェブサイト・コールセンターの開設時期、店舗からの申込受付開始時期、食事券の販売及び利用開始時期)
- ・ キャンペーンのキャッチコピー及びキービジュアル
- ・ 専用ウェブサイト、消費者への告知用チラシ、参加店舗用のステッカー等

(イ) 提案書は、A4版縦、横書きとし、表紙に「にいがた Go To Eat プレミアム付きデジタル食事券発行业務委託業務企画提案書」と記載し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

(ウ) 提案書は、25ページ以内とする。

(エ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(オ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 様式2「会社概要」

ウ 様式3「類似業務実績一覧表」

エ 見積書

見積の総額及び内訳について作成すること。

宛名は「新潟県知事 花角 英世」とし、住所、法人名、代表者名、発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名、連絡先の記載を行うこと。（押印不要）

(2) 提出期限等

ア 提出期限

令和8年3月23日（月）17時（必着）

イ 提出方法

下記問い合わせ先まで、持参又は郵送※する。

電子データは、電子メール等の手法により提出するものとする。

※ 郵送により企画書を提出する場合は、書留郵便とすること。

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

## 7 ヒアリングの実施

提案者は、3月26日（木）に開催する審査委員会において、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングを実施するものとする。ただし、審査委員会が本プロポーザル協議に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による一次審査を行い、あらかじめヒアリングを求める者を選定した上で行うことがある。

なお、詳細については別途通知する。

## 8 審査要領

(1) 審査方法

審査基準（別紙2）に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

## 9 日程

募集公示	2月27日（金）
質問期限	3月5日（木）15時
質問回答	3月10日（火）
参加申込み期限	3月13日（金）17時
参加資格の審査・確認結果通知	3月16日（月）
企画提案書の提出期限	3月23日（月）17時
ヒアリング実施	3月26日（木）
審査委員会	3月26日（木）
契約	4月6日（月）

## 10 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 11 担当課（問い合わせ先）

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部食品・流通課販売戦略班（食品産業担当） 担当：安達、富永

電話番号 025-280-5963

E-Mail ngt060040@pref.niigata.lg.jp

## 12 その他の留意事項

(1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。

(3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。

(5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、様式4「参加申込辞退書」を提出すること。

### (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア. 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。

イ. 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ. 期限後に提案書を提出した者